

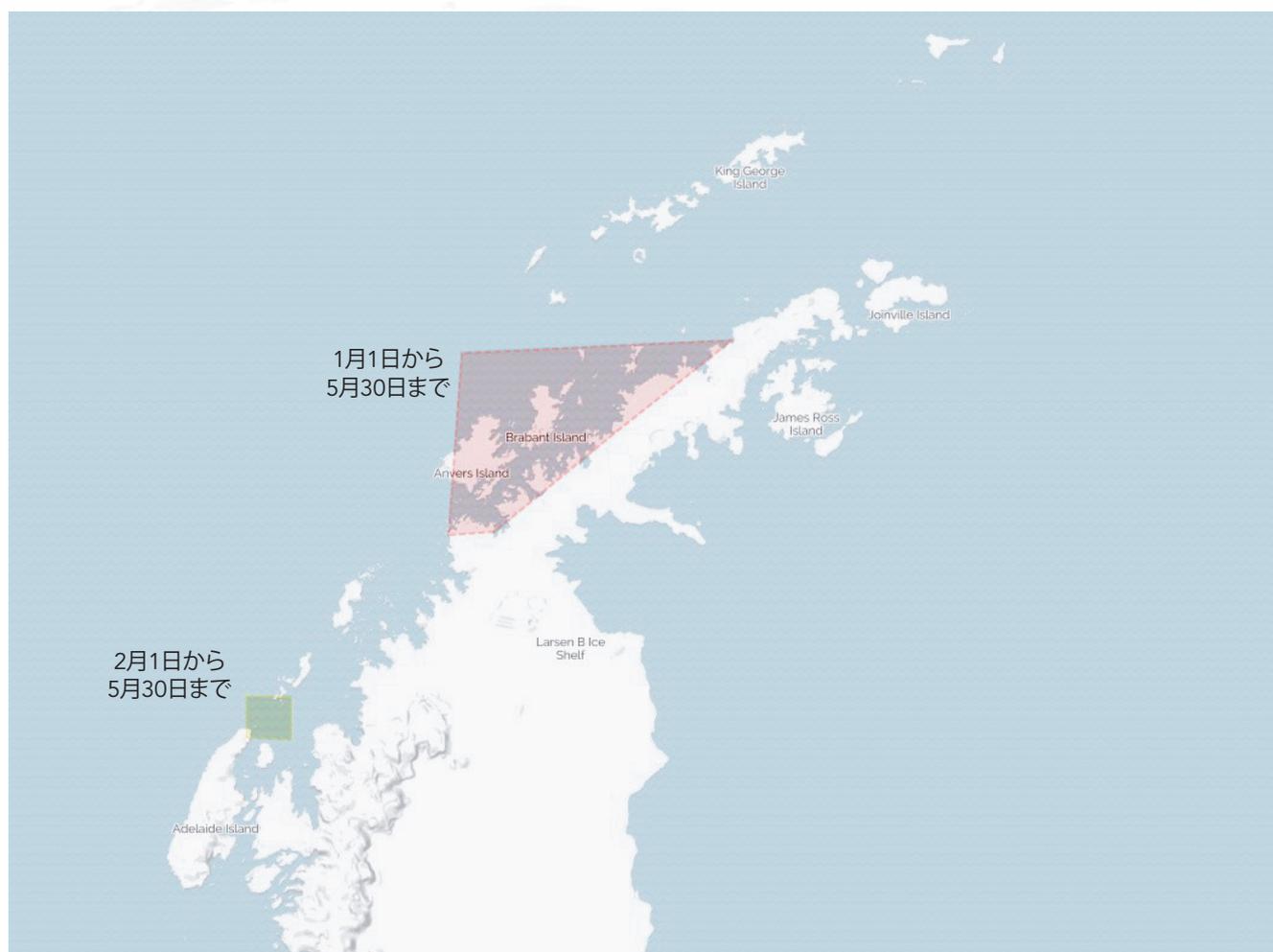
IAATO クジラのための ジオフェンスエリア

2019年、IAATOの運航業者は、南極半島地域での船舶の運航による船舶衝突リスクを軽減するための必須の手順を、全員一致で採択しました。これは、ザトウクジラの個体数が増加していることを示唆する研究結果と、南極半島が人間活動の活発な地域であるという認識を受けたものです。船舶が増加することで、クジラとの衝突が増加する可能性があります。

IAATOはクジラとの衝突を国際捕鯨委員会に報告します (IAATO Field Operations Manual (IAATO野外活動マニュアル) 第4章の「IAATO Whale Collision Report Form (IAATOクジラとの衝突に関する報告フォーム)」を参照)。

クジラの近くでのIAATOの運航手順

図1 -クジラの近くでの IAATO運航手順が適用されるジオフェンスの設定対象時期および対象エリア。



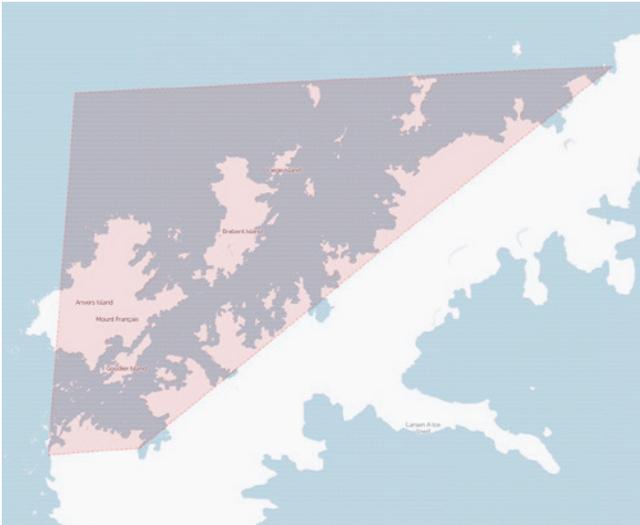
2021年のIAATO総会で、IAATOの運航業者は以下の内容を表明しました:

1. IAATOのジオフェンスの設定対象時期に対象エリア(図1)を運航する船舶1の制限速度を10ノットとします。この手順は義務であり、IAATOの全運航業者が従います。

この制限速度は、緊急時やその他の酌量すべき状況下では適用が除外されます。そのような場合、制限速度を超過する必要があることを航海日誌に記録し、可能な限り速やかに事務局に連絡してください。

2. クジラが日常的に目撃される地域を運航する場合、すべてのブリッジチームがホエールウォッチングおよびクジラ回避のための緩和訓練を受けてください。

ジオフェンスの設定対象時期および対象エリアは以下のとおりです。



- 1月1日から5月30日まで: 南緯63.65度から南緯65.35度の間のゲルラッシュ海峽と隣接水域。西経64.2度までのダルマン湾を含む。



- 2月1日から5月30日まで: 西経67.8度から西経67.0度の、クリスタルサウンドに入るマルタ航路。

減速エリアはLive Ship SchedulerとRedPortでも強調表示されます。

¹ 小型ボート(ゾディアックボート、RIB、NIADなど)の場合、ジオフェンスエリア内を運航する際の制限速度(10ノット)が免除されます。クジラまたは他の海洋哺乳類が多数生息しているエリアでは、免除が適用される小型船舶であってもIAATOの運航手順とガイドラインに従うよう必要な措置を取り、必要に応じて速度を落とし、それらの動物と可能な限り距離を取る必要があります。